

令和5年第3回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第147号

令和5年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月30日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年9月11日

2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月13日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番	真鍋 泰二郎	2番	石崎 保彦
3番	鈴木 崇容	4番	常包 恵
5番	京兼 愛子	6番	竹林 昌秀
7番	川西 米希子	8番	合田 正夫
9番	三好 郁雄	10番	白川 皆男
11番	大西 樹	12番	松下 一美
14番	大西 豊	15番	川原 茂行
16番	白川 正樹		

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

8番 合田 正夫 9番 三好 郁雄

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常包英希 議会事務局係長 横関智之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	栗田 隆義	副町長	長森 正志
教育長	井上 勝之	総務課長	朝倉 智基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番、合田正夫君、9番、三好郁雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、石崎保彦君、質問を許可します。

○石崎保彦議員 議場の皆様、ふれあい放送をお聞きの皆様、そして、本日、傍聴にお運びいただきました皆様、おはようございます。ただいま議長に許可をいただきましたので、私の一般質問を行いたいと思います。

季節の移り変わりは確かなもので、最高気温35度が当たり前のように続いた日々であったのですが、ふと気がつきますと、朝のにぎやかなセミの声は聞こえず、夜は庭から虫の声が聞こえる時期となりました。どうぞ皆様、酷暑の夏を耐え忍んだお体を御自愛なさってお過ごしください。

それでは、一般質問に入ります。

本日、私はまんのう町の児童生徒の総合的な能力向上を図る方法として、新聞を活用するという課題を取り上げます。突拍子な漠然としたタイトルで、なぜ新聞なのか、それはどのように取り組むのかと思われるでしょう。

私はまんのう町の将来を託す若者に成長してほしい姿を次のように思い浮かべています。それは、しなやかな感性で物を感じ取る力を持ち、それを的確に判断し、自分の考えを周

りに伝える表現力と、それを実行する行動力を備えたたくましい人間であります。まんのう町の児童生徒にはこのような姿に成長することを期待するものです。その成長を実現するための基礎づくりとして、児童生徒、つまり小学生と中学生の学習指導に新聞の活用を提案するものです。これが本日の質問の趣旨であります。

このように資質、能力、人間力を備えた大勢のたくましい若者が巣立った我々郷土まんのう町は先輩から引き継いだ誇るべき財産を守り、育て、大きく変化していく環境や価値観に対しては将来を見据えた柔軟な対応ができる自治体となり、未来に明るい希望と展望が持て、住み続けたい町、住んでみたい町となります。こういった人材育成に取り組むことは、我が町に集う住民への最大の福祉行政となり、まんのう町の将来を担保する大きな人材という財産を生むことになります。未来に確信が持てるまんのう町に住む喜びと満足と誇り、そして、そんなまんのう町に住みたいと思う人々の転入により、町全体に笑顔と躍動感があふれることでしょう。

現在の児童生徒がたくましく成長し、力を合わせて、自分自身の育った郷土を担っていく人間となる、その成長過程、特に義務教育課程において、彼らが歩むべき道筋を我々は我々自身と将来のまんのう町の住民と彼ら自身の将来の先行投資としてつくっていかねばなりません。

人づくりは長い道のりと時間を要します。また、成長の過程で個人格差も生まれます。そのため、人生のスタート地点に近く、個性の骨格が組み立てられる児童生徒として成長過程を過ごす時期の取組が非常に大切であると思います。この時期に自分自身の人生を生き抜いていくために必要な基礎体力、それが育まれるよい習慣を身につけてもらいたいのです。

三つ子の魂百までといいます。児童生徒の期間、つまり小学生から中学生の多感な時期に育まれた物の見方や考え方、自分の意見をまとめて伝える力、これらはその後の生き方のレールを敷くことになり、自分自身の人生という大切なドラマのシナリオまでをも生み出すといって過言ではないと思います。子供たちがたくましく歩んでいける、そのための環境整備を我々の責任として取り組んでまいりたいのです。

では、そういった将来を担う人材である児童生徒の現状はどうなのでしょう。今年行われた小学6年生、中学3年生の学力テスト、この結果公表が8月1日の各社新聞紙上で報道されました。この結果から、児童生徒の現状と課題を皆様と共に確認し、共有したいと思います。

全国学力・学習状況調査については、文部科学省はこのテストの試験結果から児童生徒一人一人が持つ課題をつかみ、今後の指導に活用するという目的を持ってこの試験を今まで続けてきました。しかし、今回のように高い難易度の出題問題、つまり正答率が低い試験結果においては、各生徒がどこで何につまずいて正解までたどり着けなかつたのか、その分析を行い、生徒一人一人の今後の指導に生かすことは難しいと考えます。

特に小学生の国語で書くことを問う問題は1問でしたが、正解率は何と26.8%、ま

た、小学生の算数、図形の比較と理由の説明についての正解率は21.1%でした。指導される先生方は、日々の授業において、受け持つ子供一人一人の顔を思い浮かべながら、それぞれの子供が理解できるよう、授業の準備や工夫をなさって、一生懸命教えていただいております。児童においても、この正答率以上に回答への理解はできているはずだと私は思います。

ではなぜ正解できないのか。答えられない原因はどこにあるのか。教育には素人の私であります。必死に考え、また、数人の知り合いの先生に尋ねたりして得た結論でございますが、問題で問われている意味を正しく読み解けないことと、自分の考えをまとめて簡潔な文章にまとめること、これが苦手ではないのかということです。日々の授業でも問題の意味が分からず、問題の内容を聞きに来る子が多く、問題の意味をかいづまんで教えてあげれば、正解にたどり着く児童や生徒が多いのだとおっしゃる先生が多くいらっしゃいました。

ここで、お尋ねいたします。今回の学力テストと学習状況調査の結果についての感想でございます。各市町学校別に結果の開示が行われていると推察いたしますが、当町の小学6年生、中学校3年生の状況についてお願いします。開示されている資料がもし県単位のみの資料であれば、それに基づいて推測可能な範囲でまんのう町の状況の概要をお願いいたします。

また、当町の児童生徒が正解へたどり着きにくかった大きな要因として推測できるものがあれば、併せて御回答をお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 石崎議員の今回の学力・学習状況調査の結果についての御質問にお答えいたします。

まず、今回の学力・学習状況調査の結果についてでございますが、学校ごとの成績については非開示となっておりますので、町内全体の概要として述べさせていただきます。

結果といたしましては、小学校の算数はほぼ全国・県平均並みであり、出題の領域別の正答率の分析においても、全国や香川県と同様の傾向であると考えております。

また、小学校の国語につきましては全国・県平均を上回っており、読み解く力も上回っております。

中学校につきましても、数学、国語ともに全国・県平均を上回っており、特に数学は大きく上回っている状況であります。

続きまして、正答率の低かった問題での要因の分析でございますが、これにつきましては、全国的な傾向であります。出題問題自体の難易度に起因することが大きかったものと考えられます。また、児童生徒の個々の特性もございますので、現時点では原因の推測はできません。

しかしながら、当町の児童生徒の未回答率、つまり問い合わせに対して何も答えを書いていない確率は全国・県平均に対して非常に低くなっています。このことは児童生徒たちが問

題を最後まで読み解く力や、その答えを諦めずに考えようとする力があることを指し示す数字だと思われ、このようなよい部分をさらに伸ばしていくための方策を検討してまいりたいと思います。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございました。ちょっとほっといたしますし、ふだんの御指導に感謝申し上げます。何かちょっとうれしくなってきたと感じます。ありがとうございました。

ふだん取り組まれた読み解く力、こういったものを非常に心強く聞かせていただきました。それから、全体的にも全国を上回る成果ということでうれしゅうございます。

この試験制度の在り方とか出題内容について、我々がどうこうすることはこれはできないわけですが、では、我々に児童生徒の学力アップに対して何ができるのかということなんですが、我々の働きかけで、児童生徒の問題対応力をさらに強化するためにはどう取り組めばいいのか、これもちょっと私なりに考えてみたんですが、今回のテスト結果を振り返った識者の講評の中に、資料、問題を読み解く力に問題があるということと、根拠に基づく意見が書けていないという感想が全体的にはございました。

現在の生徒児童において、問題への対応能力や正解に導ける体力アップには何が必要なのでしょうか。私は、テストもそうなのでしょうが、児童生徒を取り巻く日常生活において、次の三つの習慣を身につけることが大切ではないかと考えます。一つ目は、何を問われているかを正確につかむ力、二つ目は、その問い合わせに対する自分の考えをまとめる力、三つ目は、まとめた自分の考えを相手が理解できるように伝える力、この三つの力を養うという結論に至りました。

では、この三つの力をどのようにして育んでいくかということになります。私は1956年、昭和31年生まれであります。読み書きそろばんを基本に児童生徒の時代を過ごし、社会人となりましたが、不出来な子供でしたので、親や先生に厳しく指導された思い出が多々あります。しかし、今ではその厳しさが小学校時代の2人の恩師、両親に感謝するその念でいっぱいございます。

また、私には現在、高1、中1、小5の別居の3人の孫がおりまして、よく自宅に遊びに参ります。来たときの彼らの様子を見ていますと、テレビやゲームが好きで、コミックは読みますが、小説等の活字を読んでいる風景は見ません。また、彼らの家では新聞は購読しておりません。うちへ来たときに興味ある新聞広告を探したりしているようです。日常生活における活字の接し方はどうもその程度のようです。

つまり日常生活において文章に触れて、そこにある意味を読み解き、自分の感想をまとめ、道筋を立てて誰かに伝えるという作業は日常生活の中ではほとんどやってないのでないかと思います。こういった家庭は最近多いのではないでしょうか。それも今回のテストの全般的な結果に反映されたのではないかと思います。

では、ここで新聞発表された児童生徒の家庭における生活がどういった状態にあるのか

をお伝えして、共に考えてまいりたいと思います。

目を通された方もいらっしゃると思いますが、まず、7月22日付の四国新聞に掲載された「データは語る22年度児童生徒生活アンケート」というのがあります。この記事によりますと、中学校2年生の3割を超える生徒が読書ゼロであると報じています。香川県教育委員会が行った2022年度の香川県学習状況調査においても、年々少なくなっている児童生徒の読書時間が現れています。小学校5年生の1日の読書時間は1時間未満の子が77.8%、うち全くその時間を持たない子が16%、これが中学校2年生では84.9%に上ります。うち全くなしが34.5%、2年前の2020年度の結果と比べると、全体に大幅な読書時間の減少が確認できます。善意に推測すれば、受験に備える勉強とこれを補強する塾通い、それとクラブ活動への取組により活字に触れる時間がなくなったのではないかと考えられます。

もう一つ、これも県教委の県内の小中高生を対象に、2022年度に行ったスマートフォンの利用に関するアンケート結果が6月17日の四国新聞に掲載されています。児童生徒たちは一体1日にどれくらいスマホを使っていると思われますか。よう使ってるじゃろうと思っていらっしゃると思うんですが、何と小学生の2割が休日には5時間以上スマホを眺めているという状態であるみたいです。小学生は1日1時間以上スマホを使う子が86.8%、ほぼ9割です。うち5時間以上が20.9%、中学生に至っては、1日1時間以上が94.8%、うち5時間以上を眺める子が36.7%との調査結果が公表されています。

当然にスマホは情報収集などには非常に有効で便利であり、私もよく利用します。この利用を全く否定するものではありません。しかし、使い過ぎはよくありません。生活リズムの乱れや視力の低下、スマホ依存症によって、物事を自分で考えて自分で解決する能力の低下などを招くおそれは皆様もお分かりと思います。

また、私が今回取り上げた、物事を自分で分析し、自分で考え、自分の考えをまとめて伝える力、こういった基礎体力を鍛え、将来突入していく社会生活に耐え得る人間力を育成していく上では少し阻害要因となるんじゃないでしょうか。

読書週間、読み書きの激減とスマホに没頭する生活環境の悪化の改善は、将来の郷土を担うたくましい柔軟な若者を育成するために、また、本人自身の将来に備える人間力を育むためにも、我々が取り組む大きな使命であると強く思います。

当然に各家庭での指導やしつけも大切ですが、家庭環境は様々あります。まず、全ての児童生徒に均等に関われる学校生活において指導することが必要であると思います。

ここで、質問いたします。こういった現状の改善が必要なことは誰もが思うことあります。現在、教育現場では様々な御指導をいただいていると拝察し、現場の先生の御苦労に感謝申し上げますが、この状況改善策として現在取り組んでおられること、また、今後取り組みたいと思われていることがありましたら、お示しいただけますか。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、石崎議員のインターネット環境への依存の解消と読書時間の確保への取組についてとの御質問にお答えいたします。

読書習慣の定着とインターネット環境下に没頭する時間の縮減につきましては、以前より検討、指導を行っているところでございます。読書につきましては、朝の活動に読書タイムを取り入れる学校や委員会活動による図書室の利用促進、読書目標を設定し、学期末に読書賞を設定するなど、学校ごとに様々な取組を行っております。

また、中学校では日課の中に読書の時間を設定し、清掃終了後から帰りの会が始まるまでの10分間、教室で生徒と教師が共に読書をしております。

また、教育委員会といたしましては、図書館司書の配置でありますとか、図書費の確保などを推進しているところであります。

インターネット環境下で過ごす時間の縮減につきましては、各学校によりノーメディアデーのような日の設定や保護者への啓発活動、そして、児童生徒への定期的な生活習慣チェックを実施しております。

しかしながら、一方では国の政策の一環といたしまして1人1台のタブレット端末の導入やデジタル教科書の導入、利用促進といったインターネットやアプリ等のメディアを使った教育を推し進めているところであります。これらの動向を注視しながら、時代に即した教育体制の構築を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございました。様々な御指導、それから御対応、それにノーメディアデーの運用とか、本当にいろいろ工夫されていらっしゃると思います。こういったものが各家庭へ浸透していって、各家庭の中でも読書の時間とか、それからスマホに触れない時間とかできたらいいなと思います。

ただ、各家庭においてスマホの使用時間を削減したりとか読書時間を確保する指導を行うことは難しい状況にあると思います。これは今までの一連の数値で明らかと思います。今、いろいろ取り組まれていらっしゃる、これを徹底して、いろいろお願いして、各自の生活習慣を変えていっていただけたらと思います。

ちょっと変わりますが、NIEという団体があります。Nはニュースペーパー、新聞のNです。Iはinで取り入れるということ、それからEはeducationで学習や指導プロセスのEだそうです。つまりこれは新聞を学校教育に取り入れて、教育または指導に生かす、この活動を行っている組織であります。香川県では坂根鳴門教育大学院名誉教授を会長とする香川県NIE推進協議会が学識経験者、行政、教育、報道の各関係者から成る構成メンバーで編成され、活動されております。やっと本日のテーマにたどり着いたわけですが、このNIE、新聞を取り入れた教育や指導についての質問でございます。

現在、当町の教育現場でNIEの実践指定校として認定され、取り組んでいる学校はないとお伺いいたしました。現在、香川県下では、綾川町立昭和小学校と土庄町立豊島小学

校が指定を受けていると思うのですが、過去には、まんのう中学校と仲南小学校において1実施期間である2年間活動されたと聞いております。このときの取組内容と取組後の成果検討、振り返りなどの記録が残っていれば教えていただきたいと思います。また、取組後に継続している活動等がございましたら、一緒にお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 石崎議員のNIE、新聞を取り入れた教育や指導についての御質問にお答えいたします。

新聞を教材として活用する授業につきましては、仲南小学校が平成22・23年度に、また、満濃中学校が平成27・28年度に実践指定校として活動しております。香川県内の小中学校のうち、毎年2校ずつが指定を受け、順番に補助を受けながら実践指定校として活動しております。まんのう町ではこれらの実績を基に、各学校において新聞を活用した様々な取組を行っております。

満濃中学校では中高生新聞を学校図書館に常備しております。国語の時間には新聞記事の書き方や工夫の仕方を学習し、そこで学びを生かして国語や社会科、特別活動、総合的な学習の時間に新聞作成を行っております。また、新聞を何紙か読み比べて情報モラルの学習をするということ等の学習も行っております。

小学校では5年生の授業で「新聞記事を読み比べよう」ということで、記事と写真の関係や効果、構成等について考えております。また、6年生の授業では「インターネットの投書を読み比べよう」という授業がありますが、これは数年前までは「新聞記事の投書を読み比べよう」という授業がありました。

これからも新聞をはじめ、様々な教材、手法を取り入れた授業を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございました。様々なことをいろいろ取り組まれておりまして、非常に心強く思いました。

学習指導要領では新聞を教材として活用すること、これが位置づけられており、こうした学習を行う環境整備のために、平成24年度から開始した第4次「学校図書館図書整備5か年計画」において、全ての学校に新聞を配備することを推進してきました。これが生かされておるような今のお話を伺いまして安心いたしました。

ここで、片や児童生徒がどの程度新聞を読んでいるかを確認してみたいと思います。今年度実施した学習状況調査の新聞を読んでいますかという問い合わせに対して、児童生徒の回答を集計したものです。香川県の小学6年生は、ほぼ毎日読んでいる児童が4.1%、週に1回から3回が8.7%、全く読んでいない子が71%でありました。100人の小学6年生、12歳ですから、そろそろ価値観とかが構成される年頃なんですが、その年齢の児童が100人いれば、そのうち71人は全く新聞に触れていないという状況であります。これは全国平均をわずかに上回る数値となっています。

では、調査を始めた10年前、平成25年度当時の小学6年生、現在22歳になっている方たちですが、大体毎日読む方が3倍いらっしゃいまして、週に1回から3回読む児童が2・3倍いらっしゃいまして、逆に全く読まない児童が当時45.9、今と比べると1.25倍にここは増えております、新聞に触れない子がですね。中学3年生ではもっと顕著な新聞離れの数値が出ております。これは家庭の環境が非常に大きいと思うんですが、文科省は学習指導要領を改訂して、学校図書館図書整備等5か年計画を立て、図書整備に充てる5年間の予算として2,400億円を地方交付税として財政措置を行っています。このうち新聞購入に充てる額としては190億円、単年度38億円を盛り込んでおります。これは時々新聞のところにも、最近、2回ほど見たんですが、学校図書館に新聞はありますかという、こういうところに予算計上もちゃんと出ております。直近で8月に2回ほど出ておった記憶があります。

この基準では、小学校で2紙、中学校で3紙、社会多様性を育む高校は5紙の購入を想定した予算であるようです。これに関する資料をタブレットに掲載しておりますので、議員、執行部の皆様は御確認ください。ちなみにホーム画面から2段目の二つ目、赤の一般質問、それから令和5年度に進んでもらいまして、令和5年度9月定例会、石崎と進めば、資料1に第6次学校図書館図書整備等5か年計画の概要、それから資料2に、この計画に基づく地方交付税算定額の試算方法に関する資料を載せております。

ここで、質問申し上げます。当町の予算書には、小学校費、中学校費の備品購入費に記載されている図書費もしくは教材備品費に新聞購入に関する費用が含まれていると思うのですが、ちなみに新聞費を先ほどの添付資料2の2枚目の算式に満濃中学校を当てはめてみますと、満濃中学校の学級数15に1万2,800円を掛けますと、19万2,000円になります。これが中学校の教育費のうち、備品購入費または教材備品費に新聞購入費として含まれていると解釈してよろしいのでしょうか。また、現在、各学校や学年、学級への新聞購入と配置はどのような状況にあるのか教えてもらったらと思います。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、石崎議員の新聞購読費の予算計上と購入状況についての御質問にお答えいたします。

各学校の新聞の購読につきましては、一般紙を各校に1紙ずつ、また、こども新聞・中高生新聞を1紙から2紙ずつ購入しております。

予算計上につきましては、消耗品費にて各校に割り当てており、別途、授業に必要が生じた場合は、その都度、相談をしている状況でございます。よろしくお願ひします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございました。文科省がこういった方向を打ち出して、予算を計上してきたということは、次の3点が基本にあると思うんですが、まず、新聞には自分の地域の出来事や情報が毎日掲載されています。この記事を読み、地域社会の出来事を捉えることで、自分の住む地域の課題やニーズを見つけ出し、自分なりに解決策を考

えたり実践することにより、自分の住む地域社会に関心を持ちます。次に、自分の地域に関心を持つことで、自分の住む地域を愛する愛郷心が芽生えて養えます。例えば自分が育ったまんのう町へ将来帰ってくる地方人材が育成されるかもわかりません。三つ目として、日々新聞に掲載される様々な記事から日本国内や国際的な出来事や情報に触れ、その出来事の原因や背景を読み解くことができる力が養え、クラスや学級や家庭の中で行われるお互いの会話を通して多様な価値観が理解でき、視野の広い国際的な対応力が身につきます。

これら三つは新聞記事を教材とすることにより、読むこと、記事について議論すること、自分の考えをまとめること、考えを人に伝えることで、物事を広い視点に立った批判的思考力や、逆に論理的思考力を養うことができ、理解力に富んだ柔軟な考える力が身につき、様々な物事が対応できる力が育まれます。このことが大きな人間力となって、地域社会や国際社会に対応できる人材となるのではないでしょうか。

また、選挙権年齢の引下げや民法上の成年年齢の引下げを考えた場合にも、新聞記事に触れるということは、児童生徒が主体的に主権者としての必要な資質、能力を身につける上で有効であると思います。

新聞協会が認定する香川県下での実施指定校は、2023年度の開示資料によりますと、先ほど紹介した2校です。全国では47都道府県で530校が認定を受けて取り組んでいます。ちなみに実践指定校は地元に配布される全新聞購読料を日本新聞協会より全額補助されるそうです。これとは別にNIE推進協議会の独自認定校が13道県に47校あるとのことです。

この新聞を学習に取り入れる活動は世界的にも非常に普及しております、発端は1930年にアメリカ全域において自然発生的に活動が起こって、現在では80か国でこういった活動を行っておるようです。

時代の流れは急速にIT化が進んでおります。紙に印字された活字からタブレット画面を眺める作業や学習に移っています。これも当然教えていって、それに対応できる力をつけていかねばなりませんが、しかしあ一方で、温かみのあるといいますか、文章をつづった人の意思と感性を読み取り、自分の感情を確認し、多様な感性を養うことも非常に大切だと思います。

誕生日に親から贈られた1冊の本、恩師から紹介された1冊の本、好きな先輩が教えてくれた愛読書、また、毎朝自宅に届けられる新聞、そこには様々な情報がいっぱい日々書かれております。私はまんのう町の児童生徒にはこういったものに触れていて育つってほしいのです。

そして、何度も申し上げましたが、何を問われているのかを正確につかみ、様々な問い合わせで自分の考えをまとめの力を持ち、まとめた自分の考えを相手が理解できるように伝える力、この三つの力をまんのう町で育つ児童生徒、この子たちには身につけてほししいんです。

最後に、当町に学ぶ児童生徒の学力がさらに向上し、ふるさとを愛する心が育まれ、社

会と世界への対応力を備え、将来の我が町の担い手として成長していくける、この実現に小学校と満濃中学校において新聞を使った学習をさらに進めていただきたいと思います。

最後に教育長のお気持ちと方向性をお示しいただき、当町に学ぶ児童生徒たちの将来に対する思いをお聞かせいただきたいと思います。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 石崎議員の、当町に学ぶ児童生徒が我が町の将来の担い手として成長していくける環境づくりのため、学校で新聞を教材として活用する活動の取組についての御質問にお答えいたします。

新聞等を活用した学習については、過去の経験から蓄積されたノウハウや、現在、各学校で実施している活動を生かして、さらなる展開を目指してまいりたいと考えております。

そして、全ての学力の基礎となります読解力の向上を目的とした新聞の活用はもちろんですが、郷土のよいところを考えたり、これから社会で必要なグローバルな視点に立った思考力、判断力を身につけたり、さらには、自ら起業することへの興味を持ったりすることができるような新聞記事を教材として活用することに大きな意義があるというふうに考えております。

これから子供たちに生きる力としての思考力や表現力を育成するとともに、様々な可能性と興味を提供できるように、学校と協力して新聞を教材として活用する活動を進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願ひいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございました。非常に愛情があり、熱意のあるお言葉をいただきまして心強く思いました。この思いが各家庭に伝わって、各家庭の中でもこういったことが行われていけばうれしいなと思います。ありがとうございました。

実はこの質問をつくるに当たって、NIEのコーディネーターの方ともいろいろお話ししたんですが、この新聞活用とか、多分御存じと思うんですが、入門ガイドとかいろんな学校でいろいろ取り組まれている材料がいっぱい入っております。これは先生の負担が増えて困るんですが、なるべく今の授業のカリキュラムの中に落とし込んでいけるものがあるとは思ないので、またいろいろタイアップしながら、別に実践指定校になっていくなくても、情報は十分共有してくれとおっしゃってましたんで、進めていってもらったらと思います。

ぜひ、なおさら今の状況を進めてもらって、さっきのお言葉にありましたように、社会へ送り出しても、おまえどこや出身いうたら、まんのう町なんですかうな、どういった教育を受けたんや、こういうことなんですかうな、どういったことが自信を持って社会へ出ていくるというような児童生徒に育っていってほしいと思います。

最後に、今日はえらい新聞のことを申し上げましたが、私は新聞社の職員でも、販売代理店でも、それから新聞購読の推進員でもございません。ただ純粋に活字をもっともっと身近に置いて、知的な体力を育んでほしいという思いで取り上げました。長時間にわたり

ありがとうございました。これで終わります。

○白川正樹議長 以上で、2番、石崎保彦君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、質問を許可します。

○真鍋泰二郎議員 1番、真鍋泰二郎でございます。それでは、議長より許可をいたしましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。本日の質問は給食費の無償化に向けてであります。御回答をよろしくお願ひいたします。過去にも同様の一般質問があつたようですので、重複するところがあるかと存じますが、その点は御容赦いただければと思います。

よく子供は地域の宝、国の宝と申しますが、一体どれくらい尊い宝なのでしょうか。その答えというわけではありませんが、一種の和歌を御紹介いたします。「銀も金も玉も何せむに勝れる宝子にしかめやも」この和歌は奈良時代の歌人、山上憶良の作で、万葉集巻の五に載っております。この和歌の解釈は、銀も金も宝玉も、どうして子供という宝に及ぶだろうか。いや、及びはしないというところでございましょうか。子を思う親の心は今も昔も変わらず尊いものであると思います。山上憶良に関しては、彼の作とされております同じく万葉集巻の五に、梅花の歌32首というのがございますが、この序文が現在の元号である令和の典拠として採用されております。

さて、前置きはこれくらいにして、本題でございますが、今日の質問のテーマである給食費の無償化は、地域の宝、国の宝である子供たちに大きく関係してまいります。給食費の無償化に関しては自民党内からも言及があり、政府としても異次元の少子化対策の推進などの観点からも検討を掲げております。

そして、コロナ禍以降、物価高騰で家計が大きな影響を受ける中、給食費の無償化に踏み切る自治体が増えてきております。令和4年度に小中学校の給食費を無償化したのは、全国で451の自治体に上っているそうです。県内ではいち早く坂出市が給食費を無償化しており、お隣の丸亀市では今年度より小中学校の給食費を無償化しております。このほかにも、三木町では第2子以降の小中学校の給食費を無償化、小豆島町では昨年度より小中学校の給食費の無償化を実施しております。

そのような中、先般8月21日の県知事の定例会見において、子育て家庭の経済的負担を軽減するために、来年1月から第3子以降の小中学校の給食費について無償化する市町への補助制度を始めるとの発表がありました。この発表の記事は翌日の四国新聞1面に掲載され、広く県民の知るところであるかと思います。以上のことから、給食費無償化の波は県内にも確実に広がってきております。

そこで、県の補助事業が始まろうとしている今こそ、我が町における給食費無償化への歩みを進める好機であると私は考えます。子育て中の方や、これから子育てを始める方にとって、物価高騰による経済的負担増は苦しいものがあります。しかし、苦しい中であっても、よりよい環境で子育てをしたい、子供に経済的理由で何かを諦めさせるようなこと

はできればしたくない、子供たちに勉強やスポーツ、文化活動を心おきなくやらせてあげたい、そう思うのが親の心ではないでしょうか。給食費が無償化となれば、保護者の負担はかなり軽減されます。実際に丸亀市で3児の子育てをしているお母さんからは、給食費が無償化され本当に助かっている。安心して子育てができる。浮いたお金で塾や習い事に行かせられるとの声を聞きました。

我が町では、若者定住促進施策により、子育て世代の移住・定住にかなりの効果を上げております。また、本年度より18歳以下の医療費が無償化となり、子育てしやすい町、住んでみたい町として選ばれるようになってきているのは間違ひありません。今後、さらに自然と文化の薰り豊かな子育てに最適な町として選ばれるようになるためには、給食費の無償化は必要不可欠な施策であると考えます。

また、事務的な観点から考えますと、給食費徴収に関わる事務もなくなりますし、昨年の9月議会で報告がありました。給食費滞納等の請求事件のような申立てを行う必要もなくなりますので、事務の効率も上がるのではないかでしょうか。

そこで、お伺いいたします。給食費の無償化について、これまでに実施に向けた検討はされてきたのか、また、現在、何ゆえ実施に至っていないのか。そして、第3子だけでなく、全ての子供たちの給食費を無償化できないか、以上、御答弁をお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員の、給食費の無償化について、これまでに実施に向けた検討はされてきたのか。また、されてきたのであれば、なぜ実施できなかったのか。また、第3子だけでなく、全ての給食費を無償化してはどうかとの御質問にお答えいたします。

給食費の無償化につきましては、過去にも何度も協議、検討されてきた経緯がございます。また、議会の一般質問や全員協議会、教育民生常任委員会でも取り上げられてまいりました。

現在の当町の給食費の負担額は1食当たり中学校が290円、小学校が250円、こども園が230円と定められております。令和4年度において、給食費負担分の歳入額は合計8,700万円ほどとなっております。これを町が毎年全額負担となりますと、財源の問題などをどのようにクリアしていくかが課題となってまいります。

御指摘のように県内の市町においても、給食費の無償化を実施しつつある市町があることも承知しております。しかしながら、子育て世帯の経済的負担の軽減は給食費の無償化だけにとどまることではないと考えております。例えば義務教育課程の児童生徒の医療費の無償化などは県内に先駆けて実施してきた事例だと認識しております。

また、学校施設やこども園施設、放課後児童クラブの施設整備など、限られた予算や財源の中で、他市町よりも先進的で有効な施策を展開しているものと考えており、総合的な教育・福祉の視点から御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 給食費に関しては、これまでいろいろ議論はあったようでござい

ますが、なかなかやっぱり財源の問題がある、8,700万円ほど負担ですかね、あつたと。そういうことで、やっぱり財源というのは無制限ではない、これはよく承知しております。そういった中で、給食費だけでなく、医療費もありましたし、施設の整備、そういったことを総合的なそういう支援策を講じていただいておることには感謝を申し上げるところあります。

その財源の問題というのがあるんですけれども、こども園から中学校まで全ての給食費を無償化するとなると、大きな財源が必要であると思うんですけども、一気にやるのは難しくても、できるところからやってみてはどうかと思うわけであります。100%が無理だからゼロではなくて、30%でも50%でも実施できるところから手をつけることは検討できないのかというところでございます。

今回、令和4年度の主要施策の成果報告のほうに給食の調理数とか出ておりましたので、先ほど教育長からも説明ありましたように、中学校やつたら290円、小学校が250円、こども園が230円ですかね、そういうので給食の調理数とそれを掛け合わせていくと概算になるかと思うんですけど、中学校が2,652万9,780円、小学校のほうが4,526万8,250円、ちょっとこども園のほうは恐らく休園とかがあって、がたっと給食数が減ってたので、ちょっと計算はしなかったんですけども、二つ合わせると7,179万8,030円というような金額だったんです。この中のどれか、中学校だけでもできないか、これは過去にも一般質問でこのような質問あったかと思うんですけども、今後、検討ということではしていっていただけたらなと思うところであります。

現状で給食費の無償化は財源の問題等があり、一朝一夕にできるものではないというのはよく分かりました。しかし、町の未来を担う子供たちの成長を町全体で支えるという崇高な理念の下、実施するべき施策であると私は考えております。もう諦めたり、ほかの市町に憧れるのはやめませんか。憧れていては絶対に超えることはできません。給食費無償化は我が町に人を呼び込むための目玉となる施策となるはずです。給食費無償化というアドバルーンをぜひ大空高く上げていただきたいと思います。

また、ほかの市町がどうとかではなくて、まんのう町としての独自の強い判断を求める次第です。

さて、先ほどより出てきております県の新たな補助制度ですが、8月21日の会見において、池田知事より、全市町が行う方向で調整がまとまっているとの説明がありました。市町への補助費用を盛り込んだ本年度一般会計補正予算案が明日9月14日から開会する県議会9月定例会に提案され、来年1月からの実施を予定しているとのことであります。この新制度は市町などの学校設置者が第3子以降の子供の給食を無償化する場合、費用の一部を県が補助するというものですが、当たり前ですが、やらなければもらえない補助制度であります。

新聞報道でもありましたが、高松市では今9月定例議会に実施に向けた補正予算案が提案されておるようであります。我が町においては、香川県の新制度に基づく第3子以降の

無償化について、実施の有無や今後のスケジュールはどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員の、香川県の新制度に基づく第3子以降の給食費無償化への今後の予定は、についての御質問にお答えいたします。

香川県の新制度として設けられた第3子以降の給食費の無償化制度につきましては、県の運用開始に合わせた形で町も実施してまいりたいと考えております。この制度は令和6年1月より対象児童生徒の給食費の2分の1を県費で補助する制度となるようですが、それに伴います町費の負担額は年間で約700万円程度となる試算でございますので、どうぞ御理解よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 町費の負担が700万円ぐらいになるだろうということで、予算、かかる費用いうのは分かったんですけど、これは今後12月議会等で議論があるという認識でよろしいでしょうか。

○白川正樹議長 学校教育課長、川原涼二君。

○川原学校教育課長 真鍋議員さんの御質問にお答えいたします。

ただいまの第3子以降の給食費の無償化の補正予算につきましては、12月議会において上程させていただく予定で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 ありがとうございます。12月議会で、まず県議会のほうでこの補正予算が通った後ということですが、12月にまたこういう補正予算が上がってくるということで、まず給食費無償化、第3子からということになりますけども、一步前に進めたんではないかなと思っております。

給食費の無償化には、先ほど来、御説明るように、多くの費用がかかります。そしてやるとしたら、やっぱり一過性のもので今年だけやりますとか、今学期だけやりますと、そういう一過性のものでなくて、恒久的にできる制度でなければならない。現状として我が町では実施が厳しいのでは。やはり、県や国の補助なくしては難しいのかと、そう思うところであるんですけども、今日の質問で、これまで実施できなかった理由というのは、財源が大きな問題であるとはつきりしたわけですから、そこを一つ一つ解決すれば、実施への可能性は高くなります。何をどうすればいいのか。例えば費用をつくるために何かを見直して省約していくとか、あとはそれに稼げる手段といったら企業じゃないんでありますけど、財源を生むような何かを考え、今後の早急な調査研究が必要であると感じました。

子育て支援は未来への投資です。未来のまんのう町を背負って立つ子供たちへの投資なんです。私はこの投資によって、我がまんのう町がもっともっと発展することを期待してやみません。

最後に申し上げますが、今回、給食費の無償化に向けての質問をさせていただきましたが、今後、地域の宝である子供たちやその保護者のために、我が町では給食費に限らず、様々な子育て支援施策を行っていくとは思いますが、それらをすると同時に、我が町をもっともっと発展させる、産業振興施策であるとか、子供たちへの郷土愛を育む教育施策を行わなければならないと思います。

子供たちは成長とともに夢を持って我が町を巣立っていきます。そして、仕事や学業の関係で、まんのう町とは別の場所を生活の拠点にする子もいるでしょう。しかし、まんのう町に光るものがあれば、郷土を愛する心があれば、何らかの行動が生まれるんじゃないでしょうか。ふるさと納税は本当はそういう趣旨の下の制度ですよね。返礼品目的の制度ではないはずです。

また、Uターンというのがありますね。やっぱりまんのう町がいいと思って帰っててくれる。子育てはやっぱりまんのう町だという具合に帰ってきてくれると非常にうれしく思います。

また、Iターンというのもあります。生まれ育った場所ではないけれども、どうもまんのう町ええらしいぞと、まんのう町は子育てしやすいらしいぞと、そういう感じでいろんなところから移住してきていただく、そういう町であったらいいなと思います。

今議会初日の教育民生常任委員会の委員長報告で、令和4年度の県外からの移住者が特に多かったと伺いましたが、本当にうれしい限りであります。そして、生まれ育ったこの町が本当に大好きで、地域の中で生活している方も多くおります。私もその一人です。とにもかくにも、全国には数多くの地方自治体がありますが、その中からまんのう町を選んでもらえるか、選ばれる町になるかが肝心であります。選ばれる、選んでもらえるというのは、つまり、住み続けたいな、住んでみたいな、ここで子育てしたいな、そしていつか帰ってきたいなと思われるということであります。

昨日来、議員の皆さんのがいろんな一般質問をして、いろんな議論がされておりました。子育ての支援のことであったり、防災であったり、農業であったり、不登校の方の対策であったりとか、いろんな議論をしております。執行部と議会、いろんな議論をしっかりとして、住み続けたい、住んでみたい、子育てしやすい、そして帰ってきたいと思われるようなまちづくりをしようではありませんか。少子高齢化、人口流出の激しい今、我が町のような地方の町が生き残るにはこれしかない、こう思う次第であります。

これにて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、1番、真鍋泰二郎くんの発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行くん。

○川原茂行議員 朝夕は秋の感じがする今日でございます。しかし、まだ夏、昨日も北海道かなり荒れておりました。昨日も同僚議員の一般質問の中で防災、いわゆる生命の大しさと財産、そういうものについて触れられたと思います。私はこの災害等に対する考え方を多面的な角度から検討してまいりたい、質問してまいりたいと思います。

そこで、まず多面的機能を持ちますこの集中的な豪雨をどうやって止められるか。上から降ってくるものは仕方がございません、止まりませんが、どうやって一気に流れ出すというのを工夫をする必要があるだろうと、こう思っております。例えばこの庁舎の上に、屋根に雨が降る、水路に入るまで何分もはかかるないと思います。今の時代ですから駐車場も舗装しておるところが多くなる。国道、県道、町道、農道まで舗装が行き渡っております。水路は3面でございます。地下浸透するのはじやあどこなんだと。山林であり、農地であり、河川であります、大きいところが。小さく言えば、ため池も含めてその部類に入るわけです。

農地とちょっと林業、森林と分けてお聞きいたします。

農地の場合、まんのう町に水田が約2,000ヘクタール、これは2,000ヘクタールでも、既に荒廃しかかっておる農地が多分あると思いますから、実質有効に使っておるのがそれからマイナス何ぼということになるだろうと思いますが、その自然災害を極力抑止する方法を、今、考えますと、農地が今、満濃地区の農地が荒廃しておると。耕作放棄地ができるおると。この耕作放棄地の取扱い方、これを、今、町長はどうお考えになっておるのかお聞きいたします。災害抑止のことを含めてね。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

近年、地球温暖化の影響によるものと思われますが、各地で異常気象で大雨が発生したり、線状降水帯ということで、今まで我々が経験したことがないような災害が毎年のごとく各地区で発生いたしております。それを少しでも抑制するためには、山林の持つ水源涵養、また、今般言われております田んぼダム等々で少しでもそれを和らげていく必要があると思います。そのためには山を守り、また、農地を守っていく必要があると思います。そういったものにつきましては、国、県、また、市町も含めていろいろ今後検討課題があると思いますが、十分検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 まず、今、農地のことを国が考える前にまんのう町が考えていかなければいけない。まんのう町、要するに、今、高齢化の中で農業後継者が少ない、高齢化になって農業従事することができない、こういうような形になっておりました。要するにも

うからないから跡継ぎがない。ですから、現実は今やっておるのは認定農業者の意欲のある人間、昨日も言われましたが百数人。それと農機具がある間はやりましょうと。農機具が故障で使えなくなったら廃業しようかなというのが実態だろうと思います。

そうしますと、やはり農機具が高過ぎると、農機具にかかる負担が農家から見れば多過ぎるということなんです。この農機具が買えない状態、買っても割に合わない状態、これを町長はどうお考えになりますか。

○白川正樹議長 川原議員、通告内容から少し離れていると思うので。

○川原茂行議員 農業振興、そう書いてあるんです。外れとれへんで。農業振興。議長、それぐらいは内容を覚えとつつかよ。

○白川正樹議長 いやいや、農業振興の中にそれは入ってないんで。

○川原茂行議員 農業振興に入っとるがな。農業をどうするかということを言いよる。

○白川正樹議長 W C S と。

○川原茂行議員 そこへ行きます。前段です。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、高性能な農業機械は高額であり、個人で購入するのには大きな負担となります。農業をなりわいとしている認定農業者や認定新規就農者、営農組織等を対象とした農業機械導入補助制度はあり、年間7件程度が事業に取り組んでおられるところでございます。

非認定の農家を対象とした機械導入の補助事業は現在のところございません。今後の農地利用の最適化を進める上で必要なこととして、冒頭申し上げましたように、農業集団づくりが、今、挙げられておるところでございます。

農業に関する課題は地域によって様々ではありますが、特に農業を担う方が不足していることが大きな問題でありますことから、農業に関するノウハウをお持ちの方々で農業生産団体を立ち上げ、農業機械の更新時には高性能な大型機械を導入し、農作業の省力化が図れますよう県農業改良普及センターやJAなど関係機関と連携しながら支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 そうしますと、今後のまんのう町の農業、いわゆる全国で言う香川県の農業であり、香川県の中でまんのう町の農業をこれからどう取り組もうかなと、こういうことをまずお聞きいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、まんのう町としても農業に関するノウハウをお持ちの方々で農業生産団体を立ち上げ、農業機械の更新時には高性能な大型機械を導入し、農作業の省力化が図られるよう、県農業改良普及センターやJAなどの関係機関と連携しなが

ら支援してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私は2,000ヘクタール弱の農地を、今、耕作放棄地があるのをどうするかということをお聞きしておるわけです。ですからこれに対してどういう町の農業振興の計画を持ち、進めていこうかなと、こういうことをお聞きしております。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の質問につきまして、実務者である農林課からお答えしたいと思います。

耕作放棄地につきましては、昨日、竹林議員さんからも御指摘がありましたとおり、現在のところは遊休農地という表現をさせていただきますが、現在のところは横ばいぐらいで大体160ヘクタールが解決しないまま推移しているところではあります。

ただ、耕作放棄地の分布を見てみると、やはり平野部の営農条件のいいところは少ないんですけども、中山間地域で傾斜の多い農地はなかなか農地を管理してもらえる担い手さんはいないという地域がありますので、そういったところをどうするかというお話をこの9月11日から農業に関する地域計画を策定する座談会の中でも話を出しているところであります。ただ、これまで2日間してきた、こちらでちょっと耕作放棄地の課題をどうするかという話は出したんですけども、ほとんどのところが現状維持で何とかできるよう努めてもらえるように農業政策は進めてもらいたいという希望がありました。

ただし、そういった地域の中の農業を担う方々が集まって、情報共有することで、本当に地域の課題として捉えていただいているので、今後はそういった方を中心に、早急に遊休農地が発生したときには誰かに耕作ができるような体制をつくっていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 昨日も防災の話で同僚議員からも質問がございました。これは水路の改修ですが、私が問いたいのは、まんのう町の農業をどちらの方向へ向けて持っていくつもりなのかということを基本的にはお聞きしたいわけです。私のほうから言いますが、昨日の話を例に取りますと、WCSを5年度から、今年から本格的に取り組んだと。それはおよそ結果が出ておると思います。昨日の話では将来的にこれを伸ばしていこうと。こうするんであれば、WCSが結果的に農家の所得倍増になるか、増益になるのは間違いないと思いますから、そういう結果を踏まえて増やしていきたいというんであれば、その対応をお聞きいたしたい。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの、WCSの今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

近年の主食用米の価格低迷や肥料、農薬などの資材及び輸入飼料の高騰によりまして、米麦中心の耕種農家や畜産経営は大変厳しい状況に置かれておりますが、水田機能の維

持・継承と畜産経営の安定を図るため、WCS用稻を導入し、耕畜連携を強化することで、地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、WCS用稻を収穫する際にはラッピングする必要がありますので、刈取り作業は専用のコンバインやラッピングマシンが必要となります、こういった作業につきましては、専門業者に委託することで耕種農家の労力を軽減することができます。

こうした取組で、畜産農家からの堆肥肥料を散布し、有機肥料による土づくりを行い、耕畜連携による圃場にWCS用稻を作付して、耕種農家から畜産農家へ発酵飼料を販売・提供し、畜産農家で飼育する持続可能な地域循環を期待しております。

令和5年度産WCS用稻の実績を説明いたしますが、町内で19の耕種農家さんの皆さんで約40ヘクタールを作付いたしました。40ヘクタールの作付面積のうち、主食用米をWCS用に転用した面積が約17ヘクタールで、残りの約23ヘクタールは専用品種「つきすずか」を作付しております。

次に、WCS用稻への取組の利点を申し上げます。

WCS用稻は経営所得安定対策として水田活用の直接支払交付金制度などがあり、農業所得の安定につながるほか、栽培管理は主食用米と同じで、田植えから収穫までこれまでの経験を生かすことができ、出穂期に刈取りを行うので栽培期間が短く、もみの乾燥やもみすりなどの作業は不要です。さらに収穫作業も委託することになりますので、労働負担を軽減することができます。ただし、刈取り作業は大型の専用機械で行いますことから、不整形な農地や進入路が狭小な農地は対象とすることできませんので、一段のまとまった圃場整備完了農地が優先的に対象となります。この取組は耕種農家や畜産農家にとって非常に有利なものであると思いますので、規模は拡大していくと想像しております。

今後、WCS用稻の作付面積に応じて速やかに対応できる体制を整えるほか、専用コンバインなどの導入に関しても、期を逸することなく対応できるよう、関係機関との情報共有や連携を取りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 WCSについてちょっと質問させていただきました。

今の町長の答弁でいきますと、農地がある程度広くなかったらいいけない。特に進入路、そこへつく農道等が必要であろうかなと思っております。

そうしますと、やりたい気持ちがあってもやれない人が多く出てくるところに今のまんのう町の厳しい状態、置かれておる状態が厳しいんでないかなと。と申しますのは、例えば圃場整備がでけてなかつたら、常識的にですよ、圃場整備してでも、不整形地のところもありますけども、大体はきれいになっていく。広くなっていく。そういうできてないところは、やりたくてもなかなかできないがというところへ行き着きしませんかと、こういうことになるわけですね。その点をどう思われますか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長　　ただいまの川原議員の御質問は実務的なお話でありますので、農林課からお答えしたいと思います。

令和5年産のWCS、8月23日から岡山の業者さんに来ていただきて、9月7日に全ての農地の刈取りは完了いたしました。その間、御承知のとおり、毎日のように雨が降って、日によっては災害級の雨が降ったということもあって、当初計画していた刈取りの順番が大幅に変わりました。そういういたトラブルはあったものの、当初予定していた期間ぐらいでは刈取りをすることできました。

その中でちょっとこちらで感じ取ったことを申し上げますと、やはり刈取りの専用コンバインの大きさ自体は、何とか民家の間であっても、そのコンバイン自体は入れるんですけど、運搬車が入れないという事態になりました。そういういたこと也有って、刈り取れない圃地が2筆ほど発生したいうこともありましたし、また、刈り取る側の技術的な問題もあるなという気がしました。

今回委託した業者さんについてはかなり件数もこなしてますし、毎年していたので、何とか刈取りは無事完了したんですけども、やはりその2筆だけはどうしても進入ができないかたという実績がありました。

ですが、先ほどやはり圃場整備地を優先するということは刈取りの効率化に結びつくと思います。ですから、圃場整備が完了しているところは刈り取りしやすいがために、やはり刈り取る側の作業の効率化から考えると、やはりそちらが優先されるだろうと。ただし、現在のところ、令和6年産の申出が何件かありますが、それらの圃地についても、やはり全ての圃地を確認して、まず、大型機械が入っていける進入路があるのかないのかを含めて、それぞれの農家さんがお持ちの農地をくまなくチェックして、できそうであれば、それらの農家さんは令和6年産に取り組んでいただきたいと思っております。

また、9月の下旬に、今回、令和5年産に取り組まれた19件の農家さんには1回お集まりいただきて、最終的なミーティングの中で、どうやったら今後事業を増やしていくのかも含めて相談してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長　　川原茂行君。

○川原茂行議員　　今年初めて取り組んだところで、担当課長さんのほうは本当に御苦労だったと、それは私は思って感謝しております。

人間関係というのは、やっぱり圃場整備をしていない地区で、この圃地はいけますから作ってください、やりますよと。あんたとこはちょっと進入路がまずいからというのはなかなか現実問題として言いにくい話です。ですから、基本的には不耕作地になっておる農業、そういうものをまんのう町から防災関連も含めて直していこうとする姿勢がまず大事でないかなどと、こう思っておるんですが、その点についてはどうですか。そうでないと、将来的にWCSが本当によかったですと、これからやっていこうとするときに伸びてこない。しかも人間関係のいろんな言いにくいところが出てくるおそれもある。ですから、みんなが気持ちよく、これは農家としてWCSを作って収益が上がると踏んだ場合には、みんな

が一斉にぐっとやれるような状態に進めるような計画を立てていく必要があるんではないかと、こう思うんですが、この点についてはどうですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 それでは、農林課からお答えしたいと思います。

先ほど申し上げました遊休農地をWCSに取り組めないかというお話かと思います。

遊休農地の中にあっては未相続の農地、それと相続放棄の農地がございます。とりわけ相続放棄の農地については、なかなか扱い手さんが借りたくても手続が非常に複雑で、どうしても後回しになってしまいという懸念もあります。遊休農地をWCSに変えるとなると、既に遊休農地となったものを復元する必要がございます。その復元の費用は土地の所有者さんに求めることになりますので、その辺が非常に手を出しにくい要因の一つになります。ただ、先ほど申し上げましたとおり、WCSに関しましては、一般的の主食用米よりも農業所得はほぼ倍近くになろうかと思っております。まだ実績は出ておりませんが、こちらで試算した中ではそういうことになりますので、特に農業をなりわいとしている農家さんに関してはWCSに積極的に取り組んでいただき、農業所得を上げていただく。

それと、作業の中に、主食用米でしたら、町長が申し上げましたとおり、収穫、乾燥、もみすり、選別という作業がありますが、WCS用稻に取り組むと、この作業が軽減されることがありますので、労働時間はかなり削減することができると。そうなれば、2019年4月に施行された働き方改革の関連法にもまたマッチするということにもなりますから、取り組める農家さんはぜひ取り組んでいただきとは考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 担当所管課長の話になってくると、事務的な話になりますから、それはちょっと置かせていただき、町長、姿勢をお伺いいたします。まんのう町の置かれておる農業の実態、ですからWCSは私も今回のようなコンバインで刈るのはやっておりませんが、10年ほど前から私は個人的にはやっておりました。それは機械が全く違う機械なんです。ですからそれはあまりよろしくないということで、なぜよろしくないかというと、トラクターで刈り、トラクターで広げて、また巻き込んで、そしてまたトラクターでローリングする、そしてラップすると、4工程をいかないかん作業があつてするもんですから、トラクターが田んぼの中へ何工程も入ると土が混ざるというんで、これは畜産業者も発酵するんでなくて腐食してしまうということですから、これは不向きだというふうに思ったわけでやめたわけですが、今回はコンバインで刈りますから、そういうことは全くない。品質は良質なものができます。ですから、基本的にまんのう町の農業をどう向けていくのか。そして、向けていくのにその条件を、先ほど担当課のほうから言われましたような条件に合うような形のもの、土地をどうするのか、ここが将来の農業振興に関わる大きなポイントになってこようと、私はそう理解しておるんですが、町長、この点はいかがですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど農林課長から説明もありましたように、このWCS用稻を作付して収穫するとなりますと、どうしても機械が入る道路が要って、ある程度、面積も確保しておかなければいけないということでございます。そういう点では、既に圃場整備が終わっておる地域では非常に有効であるということでございますが、川原議員さん心配されておるよう、圃場整備もできていないような地域に対しては、このWCS用の耕畜連携の作業も非常に難しいということあります。

先ほど課長も話がありましたように、このWCS用稻を栽培してやっていけば、かなり農家としても収穫が上がる。収穫が上がるのであれば、圃場整備をやってみようかというような地区も今からできてくると思いますので、こうした先進的な取組、香川県ではまんのう町が先進的にこのWCS用稻に取り組んでおるわけですが、これがうまくいって成功することが、今後のまんのう町の農業の大きな発展につながっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私は、町長、今の言葉で、やっぱりお分かりになっておると思う。圃場整備をせななんだら、将来は駄目だというのは町長お分かりになっておるけども、町長としてなかなか言えないところに行政の難しさがあるわけですね。私も分かります。

ここで、圃場整備をする担当が建設土地改良課、WCSを推進しようとするのが農林課、こういうことが、ほかにもいろいろ課がまたがっているんなどあるんです。それは今後指摘させていただきたいと思いますが、そういう所管のダブルのところの難しさを町長どうお考えになりますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

WCS用の耕畜連携に取り組んでおるのは農林課ということありますし、また、圃場整備を実際に行うのは建設土地改良課であろうと思います。まずは今までなかなか圃場整備が進んでいない地域におきましては、やはり収益が上がらないと、農業してももうからないということでありますので、今回、香川県では先進的に取り組んでおりますこのWCS用稻の地区連携の作業が成功すれば、かなり収入が農業でも上がってくるということでありますので、農業の収入が上がるとなれば、今度、圃場整備に取り組む地域も増えてくると思いますので、農林課と建設土地改良課一緒になってこの取組をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 一緒になってやるのは、町長がやれと言うたら恐らくやらないかんのですが、難しいのは難しいと思いますね、私も。町長、十分お分かりいただいての言葉だと私は認識いたしますが、それは双方が協力し合ってやっていこうと。

私は今日はもう時間が半分近くになりますから、あまりこればっかり言うてもいきませんから置きますが、町長、私の気持ちはやっぱりもうけていただく農業、もうかる農業をやるんであれば、今の場合、土地利用型でいくわけですね。ほかにももうかっておる人も中にはおります。それは付加価値の高いハウス等をやって、反収で数百万円、数千万円上げておる方もおいでになります。だけども、一番冒頭に申し上げた防災関係の関連からいきますと土地利用型ということになるわけですね。土地を荒廃させたら、そこで災害が起きる可能性が多くなるわけですから、そこを何とか守っていこうというのが、田んぼダムにもつながってくるわけです。例えば田んぼダムをやるんであれば、これは流域治水で考えないかんと思いますけども、下流の方が災害が起きやすい。ですから、上流でできるだけ水を均等に流してくれるよう、集中豪雨のときに水を一定止めてくれないかというのが基本になるわけですから、これをやるとすれば、下流のことを思えば、上流の人もそういう気持ちにならないかん。ならないかんけども、農地が少なからず今のように小さい農地であったんではいけない。やっぱり圃場整備をして、きちんとした排水路を持つ圃場にしておかなければいけない。であれば、かなりな水がまんのう町にたまりますね、田んぼダムだけでも。ですから、これは下流との話がなかつたらいかん。これは、私、先ほど言う所管が二つにまたがると。今、言われておるのは、土地改良の事業の中で多面的機能とかいろんなことで田んぼで10センチ、5センチでもためてくれないかというのが田んぼダムなんです。ですが、これは多面的機能の話であって、本来、下流が防災関係でこれをやってくれんかというんであれば、農水省が言うんでなくて、国土交通省がこれは災害のために、起きたらいかんので、上流の方にも協力してくださいというのが基本でないかと思いますが、町長、そこらはいかがですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

縦割り行政といいますか、国も同じであろうかとは思います。やはりその辺りは農水省と国交省が十分協議をして、お互いに頑張っていただきたいなというふうに思います。

そして、まとめになりますが、WCS用の分ですが、生産農家と畜産農家がお互いに協力し合い、所得向上や労働時間の短縮が図れるよう今後努めてまいりたいと思って、これについてはぜひ香川県の最先端ということで成功させたいと思います。これが成功しますと、多分、圃場整備もどんどんできていくんじゃないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、今の町長のお言葉を聞いて、農家の方がWCSを作つてもうけましょうと、農業を続けましょうと、そして、圃場整備をやつたらもうけましょうというような機運に持つていけるように、最善の努力をしていただくことをお約束していただいたと思っておりますので、この点はよろしくお願ひします。

そこで一点、町長、こういう話が出たらまた付け加えてください。WCSをやる場合に

は、今年は雨が多くて水は潤沢にいき過ぎた。ＷＣＳの場合は水が要らない、途中で乾かさないかんのですから。手間も省けます。手間はずっと省けますけど、水がもしない場合には、これは物すごく助かるんですよ。水を最後は入れなくていい。刈る前、一月ぐらい前から干して、本当に乾かしとかないかん。担当課長、今度はその代わり機械の購入はまた後日しますが、機械のアフター、これは普通の農家の方が今刈っておるコンバインよりは少なくて済む。条件がいいんですよ。一般に刈っておる、主食用の米を作る場合は湿田の中でいかないかん場合もある。倒伏した状態の中で刈らないかん場合もある。ＷＣＳは完全に立てっておる中、下もかちかちに硬くなっています。ですから機械が傷むわけがない。この点は十分認識しておいていただきて、今後の機械購入にはまたいろいろ意見として言っていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、続いて森林関係についてお伺いいたします。

森林関係、先ほど冒頭に申しましたように、防災関係の観点から、非常に緑のダムと言われる森林を十分きちんと整備しておくことによって、下流の者が災害が起きにくいというのは事実であります。

そこで、前にも一度、町長さんもお聞きになっておると思いますが、ある方の話によりますと、森林環境税、来年から納税義務者にはかかるてくる、かけるようになります。これを見直すような機運に今なっておるということになっておりますが、例えば全国で香川県がその総額が原資が減ったんではいけない。香川県の中でまんのう町が減ったんでも意味がない。実質、これは森林を持っておる、森林保護の目的税じゃないような気がいたしますから、森林を持っておるところに金が入ってきたら、本当に森林を保護するために使える金に近づけていけるようなものでないと、本来は環境譲与税とは私は言いにくいと思うんですが、今の状態を分かっておる範囲で、町長、いかがですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の森林環境譲与税のことについて、農林課からお答えしたいと思います。

森林環境譲与税につきましては、配分額としてその50%は森林の面積、30%が人口、20%が林業就業者の人数を基準に決まっているところでございます。現在のところ、譲与基準の見直しということで、林野庁もですけども、各自治体から政府に対して意見書が提出されているところでございまして、香川県議会からも令和4年12月15日付で意見書が提出しております。と申しますのは、先ほど川原議員がおっしゃったとおり、森林を保有する自治体に森林環境譲与税が多く行き渡るような配分の見直しを考えるようにしてほしいということでございました。まだ決まってはいないようなんですが、香川県は全国的には森林の面積としては非常に少ない県でございますので、仮に森林の面積で配分額が決まるとなると、全体的に香川県は配分額は減るようでございます。ただ、まんのう町については森林の面積が非常に多いということで、最終的には1,900万円ほどの森林環境譲与税が入る見通しなんですが、まんのう町は若干増えるんではないかという予

想は立てられていますが、まだ確定しているものではございません。この譲与基準の見直しが決まりましたら、額が確定すると思われますので、また決まり次第、お示ししたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 今のはやっぱり森林面積が50%、人口割が30%、林業従事者が20%、これが現行ですね。そうしますと、東京都のほうは人口も多いし、山も少々あるからあれなんですが、横浜なんです。山はないのに金はごつう入る。常識的におかしいんですよ。現実がそうなっている、現行でいけば。見直しをするというんであれば、まんのうの議会にも意見書を出してこいというのが普通じゃないですか。町長、どんなでしよう。県議会だけでいいんですか。香川県には出す自治体ないかもわからんですよね。しかし、まんのうはどうしても出さないかん。人口は少ない、森林は多いわけですから。ですから、人口割の30%というのが問題になるわけです。ですから、都会の人口が集中したところに、山がないけど人口が多いから配分が多いわけですから。全く逆なんですよ。山が多いところは大体人口は少ない、常識の範囲。例えば、これをかけるとき、6年から1,000円をかけてくださいと。かけるのにかけられんがというから、人口割が30%にしたような風の便りも聞いてはおりますけど、そこらはどんなんでしょう。やっぱりまんのう町には改正の意見書ぐらいは出していく必要があると思うんですが、どんなんでしょう。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、令和6年度から譲与税の原資となります森林環境税の課税が始まるところでございますが、本町に配分予定の剩余金額は令和5年度は1,500万円余ございました。その使途につきましては、今後の森林整備に向けての基本方針を整理する中で、まんのう町森林委員会での意見も踏まえて、取組の優先順位等を考慮し、必要な施策に充当してまいりたいと考えております。

なお、森林環境譲与税の山間地への自治体への配分強化に向けての見直しにつきましては、農林水産省の令和6年度税制改革要望で、森林整備を一層推進するために森林環境譲与税の譲与基準の見直しとして要望されておりますが、現時点では実際に見直されるかどうか、具体的にどのように見直されるのかは定かではありません。

つい先般も四国森林管理局の香川の人人が来られて、まんのう町もこの要望書を出してもらえませんかというような話もありましたが、先ほど藤原課長からも話がありましたように、実際、どういう見直しになるのか分からないと。場合によれば、森林面積が多いところは多くなる。しかしながら、香川県につきましては森林面積がそんなに多くないと。実際に見直し方法によりましては、まんのう町へ入ってくる譲与税がどうなるのか分からないということで、今のところは課長と相談してちょっと見合わしますというような話をしておりますが、こういうような見直しをしてほしいというような案があれば、それを我々

も要望書としてまんのう町としても出していいのかなというふうには思っております。今はちょっと考えておるところでございます。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、話はそこらまではいっておって、これ決まってすんだらもうどうしようもないわけですからね、また。またどうしようもない。香川県の配分がこんだけで、まんのう町の配分がこうなりましたと。それではどうしようもないわけで、決まる前にまんのう町としての意見をどこまで出すかということは、今日、即答は構いませんが、議会も含めて検討する必要があると思いますが、町長、いかがですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、どういうところをどの程度見直しがされるのかということも大きな問題になりますし、その見直しをした結果、先ほど藤原課長の想定では、1,500万円が1,900万円ぐらいに400万円ほど増えるだろうということですが、それもはっきりしたことが分かりませんし、どういうふうに見直しをしてほしいというような具体的な話が煮詰まりましたら、議会とも一緒になって要望していくのはやぶさかでないと思っております。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、ただいまの町長のお言葉を聞きますと、はっきりしないから、私の考えははっきりして、済んでからでは遅いですよと、こう言いたい。ですから、こういう見直しをかけてくださいよというのを意見書として出すべきだろう、こう思っております。

森林環境税については、決定してしまって、配分がこうですよという事後報告をされる前に十分慎重にやっていただきたいことをお願い申し上げて、そっちは置きますが、この森林について、最近とかく言われます人口減少、県内は無論、県外からもまんのう町に移住してきていただきたいという方法をいろいろ考えないかん。

今日も先ほど同僚議員がお話ししましたが、まずまんのう町の場合はやっぱり1万3,000ヘクタールある、7割ある森林、この森林を大切にしていくということは、やっぱり自然を崩壊させたがゆえに、経済成長率を求めて、自然を荒廃させたがゆえに、今の気候変動になって温暖化、早く言えばその反動が返ってきとる、今の時代に返ってきとる。ですから、今後はやっぱり自然を崩壊させないような形、これは一番まんのう町にとって大事だらうと。

今、現にある土地は有効利用しなくちゃいけないが、自然を崩壊させないような形でいくというのが大原則にならな、やっぱり県外の方がまんのう町に行ってみよう、自然を愛する方が最近増えておると私は思っております。

今日も言われましたが、全国で一番移住者が多いのは山梨県、町はちょっと忘れましたが、山梨県だそうです。これはなぜかというと、やっぱり南アルプスの麓にある町ですか

ら、自然がすごくいいということで、農業従事者も、外国人でなくて日本人が、東京から近いわけですから、東京の方が移住してきておるというのが出ておりました。やっぱり自然を大切にする、崩壊させないというのが、この気候変動をもたらしたツケでもあるし、現にまんのう町が置かれておる立地条件を見ますと大事であると思いますので、私はそういうことを力を込めて言いたいんですが、町長、その辺りはいかがですか、森林に対して。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まんのう町の魅力は、やはり水と緑が豊かで、自然が豊かな町ということであろうと思いますので、今後もまんのう町の自然を十分守っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さんがやっぱり自然を守っていく、まんのう町の農業を将来こう向けていこうということを、私、最大解釈させていただいて、私の一般質問を終わります。

○白川正樹議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、9月29日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月13日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員